

別紙

諮問第1597号

答 申

1 審査会の結論

「東京都公安委員会（定例会議）の議事速記録」外1件について、不存在を理由として非開示とした各決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都公安委員会が保有する、令和〇年〇月〇日開催の東京都公安委員会（定例会議）の「議事速記録」及び「東京都公安委員会が保有する、令和〇年〇月〇日開催の東京都公安委員会（定例会議）の議事を録音した電磁的記録（音声データ・録音テープ）」の各開示請求（以下、併せて「本件各開示請求」という。）に対し、東京都公安委員会がそれぞれ令和3年10月12日付けで行った不存在を理由とする非開示決定（以下「本件各非開示決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各非開示決定は、いずれも適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和4年1月27日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年11月15日に実施機関から理由説明書を、同年12月21日に審査請求人から意見書を收受し、同年11月22日（第205回第三部会）及び同年12月22日（第206回第三部会）に審議した。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都公安委員会の定例会議について

東京都公安委員会（以下「委員会」という。）について、東京都公安委員会運営規則（平成13年3月28日東京都公安委員会規則第6号。以下「運営規則」という。）3条では、原則として毎週1回日時を定めて定例会議を招集するものとされている。また、運営規則10条1項において、会議に書記を置き、会議を開催したときは、会議録に開催日時、出席者、議題その他必要と認める事項を記録させるものとされ、同条2項において、書記には、原則として東京都公安委員会補佐官（以下「補佐官」という。）をもって充てるものと規定されている。そして、同条3項において、会議録は、警視庁総務部において調製し、委員会が保有するものと定められており、同会議録は委員会のホームページに掲載され、一定期間公開されている。

イ 本件各非開示決定の妥当性について

審査請求人は、委員会が会議録を作成するに当たり、直接公式の会議録を作成することは不可能であり、議事速記録と電磁的記録（音声データ・録音テープ）を用いることは、常識から考え当然である旨主張する。

これに対し実施機関は、定例会議に書記として出席する補佐官は、議題や報告内容を事前に把握しており、会議録には原則として議題に関して決裁が終了した、報告を受けた等の結論を記載するのみであるため、詳細な発言内容等の記録をする必要はなく、逐語的に記載するいわゆる議事速記録や会議の内容を録音する電磁的記録は作成、保有していない旨説明する。

審査会が、本件各開示請求に係る令和〇年〇月〇日開催の定例会議の会議録を確認したところ、委員の意見が記載されている箇所も一部あるものの、それ以外は、議題に関して報告があった、決裁した等の結論が記載されているのみであり、どのような意見が交わされたのか詳細については記載されていなかった。

また、実施機関では、公文書の管理に関する規則（平成13年3月28日東京都公安委員会規則第5号）6条2項において、保存している文書ファイル等の管理状況を

確認するため、文書ファイル等の作成又は取得の時期、保存場所等を一覧にした台帳である文書ファイル管理簿を作成する旨定めているところ、審査会が同管理簿を確認したところでも、議事速記録及び電磁的記録の記載はなく、その他、その存在をうかがわせる事情も見受けられなかった。

これらを踏まえると、会議録作成のために議事速記録を作成したり、録音したりする必要はないという実施機関の説明は首肯でき、その他本件各開示請求に係る文書の存在をうかがわせる特段の事情も見受けられないことから、本件各非開示決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書において、開示請求時に記載した「議事速記録」を「補佐官もしくはその補助者が会議中に議事の内容等を記録した文書（メモ）」等と言い換えている。実施機関は、当該メモについて、補佐官が会議の議題に関して決裁された事実や委員の発言などを記憶の補助のために走り書き程度に書き留め、会議録作成の際の参考にするが、会議録作成後は適宜廃棄しており、組織共用されていない旨説明している。その説明は首肯できるものであり、当該メモは条例2条2項に定める公文書とはなり得ないと認められ、当該メモが開示請求の趣旨に含まれると解したとしても結論に影響を及ぼすものではない。

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、徳本 広孝、實金 敏明、峰 ひろみ